

育児・介護休業法改正の準備はできていますか

令和4年4月1日から育児・介護休業法が3段階で改正されます

■ 1段階目

- 1 本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の**周知**と**休業の取得意向**の確認を、個別に行わなければなりません。

周知事項	① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談(オンライン可) ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか ※③④は希望者のみ

- 2 育児休業と産後パパ育休の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの**雇用環境整備の措置**を講じなければなりません。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

※1、2とも産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象

- 3 有期雇用労働者の育児・介護休業取得**要件が緩和**されます。

現行

● 育児休業の場合

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
 - (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない
- ※介護休業も同様



令和4年4月1日～

- 育児休業・介護休業いずれも、(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

■ 2段階目 <令和4年10月1日から>

- ・産後パパ育休（出生時育児休業）の創設
- ・育児休業の分割取得

■ 3段階目 <令和5年4月1日から>

- ・育児休業取得状況の公表

問 福岡労働局雇用環境・均等部指導課 ☎ 092-411-4894

各種助成金と雇用環境整備、個別周知・意向確認にできる資料の紹介



障害者雇用に関する助成金



両立支援に関する助成金



社内研修用資料・動画



個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例